

# 9～16 消費税、酒税以外の間接税各表

統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を掲げた。ただし、印紙税については上記期間における現金納付に係る分を掲げた。

各税の課税状況における「差引税額」または「差引計」は、申告書ごとの合計となっており、税額から控除税額を差し引いた金額とは一致しない。

## 2 消費税、酒税以外の間接税の概要

### (1) 「9 たばこ税及びたばこ特別税」

たばこ税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税の税率は、次のとおりである。

|             |       |   |            |              |        |
|-------------|-------|---|------------|--------------|--------|
| イ 喫煙用の製造たばこ |       | } | 1,000 本につき |              |        |
| ・紙巻たばこ      |       |   |            | 平成22年9月30日まで | 3,552円 |
| ・葉巻たばこ      |       |   |            | 平成22年10月1日から | 5,302円 |
| ・パイプたばこ     |       |   |            | 平成30年10月1日から | 5,802円 |
| ・刻みたばこ      |       |   |            | 令和2年10月1日から  | 6,302円 |
| ・加熱式たばこ     |       |   |            | 令和3年10月1日から  | 6,802円 |
| ロ かみ用の製造たばこ |       |   |            |              |        |
| ハ かぎ用の製造たばこ |       |   |            |              |        |
| ニ 紙巻たばこ旧3級品 | …………… |   | 1,000 本につき | 平成22年9月30日まで | 1,686円 |
|             |       |   |            | 平成22年10月1日から | 2,517円 |
|             |       |   |            | 平成28年4月1日から  | 2,950円 |
|             |       |   |            | 平成29年4月1日から  | 3,383円 |
|             |       |   |            | 平成30年4月1日から  | 4,032円 |
|             |       |   |            | 令和元年10月1日から  | 5,802円 |

(注) たばこ特別税は、たばこ税に併せて課され、1,000 本につき 820 円（上記ニについては、平成 29 年 3 月 31 日までは 456 円、平成 30 年 3 月 31 日までは 523 円、令和元年 9 月 30 日までは 624 円）である。

### (2) 「10 揮発油税及び地方揮発油税」

揮発油税及び地方揮発油税は、揮発油に対して課税される。

揮発油税及び地方揮発油税の税率は、揮発油 1 kL につき次の金額である。

|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| 揮発油税   | …………… | 48,600円 |
| 地方揮発油税 | …………… | 5,200円  |
| 計      | …………… | 53,800円 |

### (3) 「11 航空機燃料税」

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

|                           |                |              |         |
|---------------------------|----------------|--------------|---------|
| 航空機燃料税の税率は、航空機燃料 1 kL につき |                | 平成23年3月31日まで | 26,000円 |
|                           |                | 平成23年4月1日から  | 18,000円 |
|                           |                | 令和3年4月1日から   | 9,000円  |
|                           |                | 令和4年4月1日から   | 13,000円 |
| ただし、沖縄路線航空機               | …………… 1 kL につき | 平成23年3月31日まで | 13,000円 |
|                           |                | 平成23年4月1日から  | 9,000円  |
|                           |                | 令和3年4月1日から   | 4,500円  |
|                           |                | 令和4年4月1日から   | 6,500円  |
| 特定離島路線航空機                 | …………… 1 kL につき | 平成23年3月31日まで | 19,500円 |
|                           |                | 平成23年4月1日から  | 13,500円 |
|                           |                | 令和3年4月1日から   | 6,750円  |
|                           |                | 令和4年4月1日から   | 9,750円  |

### (4) 「12 石油ガス税」

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス 1 kg につき 17 円 50 銭である。

### (5) 「13 石油石炭税」

石油石炭税は、原油の採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭及び保税地域から引き取る原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に対して課税される。

|                               |               |              |        |
|-------------------------------|---------------|--------------|--------|
| 石油石炭税の税率は、原油及び輸入石油製品 1 kL につき |               | 平成24年9月30日まで | 2,040円 |
|                               |               | 平成24年10月1日から | 2,290円 |
|                               |               | 平成26年4月1日から  | 2,540円 |
|                               |               | 平成28年4月1日から  | 2,800円 |
| ガス状炭化水素                       | …………… 1 t につき | 平成24年9月30日まで | 1,080円 |
|                               |               | 平成24年10月1日から | 1,340円 |
|                               |               | 平成26年4月1日から  | 1,600円 |
|                               |               | 平成28年4月1日から  | 1,860円 |
| 石炭                            | …………… 1 t につき | 平成24年9月30日まで | 700円   |
|                               |               | 平成24年10月1日から | 920円   |
|                               |               | 平成26年4月1日から  | 1,140円 |
|                               |               | 平成28年4月1日から  | 1,370円 |

(6)「14 印紙税」

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである（一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた。）。

イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により 200円～60万円（契約金額 1 万円未満は非課税）

不動産の譲渡契約書で契約金額が 10万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ロ 請負契約書

契約金額により 200円～60万円（契約金額 1 万円未満は非課税）

建設工事に係る請負契約書で契約金額が 100万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ハ 約束手形、為替手形

手形金額により 200円～20万円（手形金額10万円未満は非課税）

ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面金額により 200円～2 万円

ホ 預貯金証書、保険証券、信用状等

1 通につき200円

ヘ 配当金額収証、配当金振込通知書

配当金額3,000円以上の場合200円（配当金額3,000円未満は非課税）

ト 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの

受取金額により200円～20万円（受取金額 5 万円未満は非課税）

チ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳

1 冊 1 年につき200円

リ 判取帳

1 冊 1 年につき4,000円

(7)「15 電源開発促進税」

電源開発促進税は、一般送配電事業者等の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率は、販売電気 1,000kWh につき 375 円である。

(8)「16 国際観光旅客税」

国際観光旅客税は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国に対して課税される。

国際観光旅客税の税率は、本邦からの出国 1 回につき 1,000 円である。